

報告第3号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

（処分事項）

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定

令和2年6月5日提出

三田市長 森 哲 男

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第3号

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

三田市長 森 哲 男

（専決処分すべき事項）

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する必要性が生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

三田市条例第25号

三田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

三田市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年三田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに付則第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「12,400円」を「12,440円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に、「10,600円」を「10,670円」に改め、同表備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によつて死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によつて疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の三田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた三田市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償

年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。